



阪神水道企業団公報

令和5年10月16日(月)

第376号

毎月15日発行

目 次

◇規 則◇

- 阪神水道企業団職員の辞令式に関する規則等の一部を改正する規則

◇訓 令◇

- 阪神水道企業団決裁規程及び阪神水道企業団出勤簿等取扱規程の一部を改正する規程

◇規 _____ 則◇

阪神水道企業団職員の辞令式に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月25日

阪神水道企業団
企業長 吉田 延雄

阪神水道企業団規則第6号

阪神水道企業団職員の辞令式に関する規則等の一部を改正する規則

(阪神水道企業団職員の辞令式に関する規則の一部改正)

第1条 阪神水道企業団職員の辞令式に関する規則(昭和35年規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)から(19)まで 省略</p> <p>(20) 退職 阪神水道企業団職員の定年に関する条例(昭和59年条例第5号。以下「定年条例」という。)の規定、<u>定年前再任用及び暫定再任用の任期満了並びに職員の自発的意志又は死亡により、職員としての身分を失う場合をいう。</u></p> <p>(21) 省略</p> <p>(22) <u>定年前再任用 法第22条の4第1項の規定により採用する場合をいう。</u></p> <p>(23) <u>暫定再任用 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用する場合をいう。</u></p> <p>(24)から(29)まで 省略</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)から(19)まで 省略</p> <p>(20) 退職 阪神水道企業団職員の定年に関する条例(昭和59年条例第5号。以下「定年条例」という。)の規定及び<u>再任用の任期満了並びに職員の自発的意志又は死亡により、職員としての身分を失う場合をいう。</u></p> <p>(21) 省略</p> <p>(22) <u>会計年度任用 法第22条の2第1項の規定により採用する場合をいう。</u></p> <p>(23) <u>再任用 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合をいう。</u></p> <p>(24)から(29)まで 省略</p>

別 記 (別紙 1 のとおり)	別 記 (別紙 2 のとおり)
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。 4 別記を別紙 2 に記載する別記から別紙 1 に記載する別記に改める。	

(阪神水道企業団職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第 2 条 阪神水道企業団職員の退職管理に関する規則（平成28年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(企業への再就職の届出を要しない場合)</p> <p>第23条 条例第 3 条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>法第22条の 4 第 1 項</u>の規定により職員として採用された場合</p> <p>(3) 省略</p>	<p>(企業への再就職の届出を要しない場合)</p> <p>第23条 条例第 3 条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>法第28条の 4 第 1 項又は第28条の 5 第 1 項</u>の規定により職員として採用された場合</p> <p>(3) 省略</p>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。	

(阪神水道企業団職員就業規則の一部改正)

第 3 条 阪神水道企業団職員就業規則（平成11年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直勤務)</p> <p>第 9 条 職員（第 2 条の臨時職員及び嘱託職員並びに<u>法第22条の 4 第 1 項</u>の規定により採用された職員（第12条第 2 項において「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」と</p>	<p>(宿日直勤務)</p> <p>第 9 条 職員（第 2 条の臨時職員及び嘱託職員並びに<u>法第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項</u>の規定により採用された職員</p>

<p>いう。)を除く。)は、阪神水道企業団宿日直規程(昭和33年管理規程第12号)の定めるところにより、宿日直勤務を命ぜられることがある。</p> <p>(サービスの宣誓等)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 前項の職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)は、採用後速やかに履歴書、誓約書、卒業証明書、免許証の写し等必要な書類を企業長に提出しなければならない。</p>	<p>(第12条第2項において「再任用職員」という。)を除く。)は、阪神水道企業団宿日直規程(昭和33年管理規程第12号)の定めるところにより、宿日直勤務を命ぜられることがある。</p> <p>(サービスの宣誓等)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 前項の職員(再任用職員を除く。)は、採用後速やかに履歴書、身元保証書、誓約書、卒業証明書、免許証の写し等必要な書類を企業長に提出しなければならない。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

(超過勤務手当支給規則の一部改正)

第4条 超過勤務手当支給規則(昭和27年訓令第112号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用範囲)</p> <p>第1条 省略</p> <p>(1) 監督又は管理の地位にある者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員を除く。)</p> <p>(2) 省略</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第1条 省略</p> <p>(1) 監督又は管理の地位にある者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)</p> <p>(2) 省略</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

(阪神水道企業団管理職手当の支給に関する規則の一部改正)

第5条 阪神水道企業団管理職手当の支給に関する規則(昭和35年規則第4号)の一部を次

のように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給対象者)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員には管理職手当を支給しない。</p> <p>(支給額)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 <u>別表に掲げる職務の級が5級の職</u>にある者のうち、正規の勤務時間外（休日における正規の勤務時間を含む。）に勤務したものにあつては、前項の規定による額に当該勤務した1時間につき1,000円を加算することができる。ただし、1回の勤務が2時間に満たない場合を除く。 <u>（条例附則第9項の規定の適用を受ける職員の支給額）</u></p> <p><u>第6条 条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</u></p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員には管理職手当を支給しない。</p> <p>(支給額)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 <u>別表5級の職</u>にある者のうち、正規の勤務時間外（休日における正規の勤務時間を含む。<u>以下同じ。</u>）に勤務したものにあつては、前項の規定による額に当該勤務した1時間につき1,000円を加算することができる。ただし、1回の勤務が2時間に満たない場合を除く。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

(阪神水道企業団管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第6条 阪神水道企業団管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成27年規則第1号）

の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(条例附則第9項の規定の適用を受ける職員の支給額)</u></p> <p><u>第6条 条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項及び第4項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</u></p> <p>(雑則)</p> <p><u>第7条 省略</u></p>	<p>(雑則)</p> <p><u>第6条 省略</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
(阪神水道企業団職員の辞令式に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 令和5年4月1日から施行日までの間に交付された辞令書は、第1条の規定による改正後の阪神水道企業団職員の辞令式に関する規則により交付されたものとみなす。
(阪神水道企業団職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の阪神水道企業団職員の退職管理に関する規則第23条第2号の規定は、暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、同号中「第22条の4第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項」と読み替えるものとする。
(阪神水道企業団職員就業規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第3条の規定による改正後の阪神水道企業団職員就業規則第9条の規定は、暫定再任用職員について準用する。この場合において、同条中「第22条の4第1項」とあるのは「地

方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項」と、「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」と読み替えるものとする。

（超過勤務手当支給規則の一部改正に伴う経過措置）

- 5 第4条の規定による改正後の超過勤務手当支給規則第1条第1項第1号の規定は、暫定再任用職員について準用する。この場合において、同号中「第22条の4第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項」と読み替えるものとする。

（阪神水道企業団管理職手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 6 第5条の規定による改正後の阪神水道企業団管理職手当の支給に関する規則第2条第2項の規定は、暫定再任用職員について準用する。この場合において、同条中「第22条の4第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項」と読み替えるものとする。

◇訓 令◇

訓令第2号

庁中一般
各 所

阪神水道企業団決裁規程及び阪神水道企業団出勤簿等取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年10月10日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

阪神水道企業団決裁規程及び阪神水道企業団出勤簿等取扱規程の一部を改正する規程

(阪神水道企業団決裁規程の一部改正)

第1条 阪神水道企業団決裁規程(平成6年訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
(企業長決裁) 第4条 省略 2 前項に規定する重要な事項とは、おおむね次のとおりとする。 (1)から(21)まで 省略 (22) 7級以上の職にある職員の出張に関する <u>こと。ただし、阪神水道企業団出勤簿等取扱規程(昭和34年訓令第154号)に定める出退勤管理システムに関することを除く。</u> (23)から(32)まで 省略 別表第1号(第6条関係)				(企業長決裁) 第4条 省略 2 前項に規定する重要な事項とは、おおむね次のとおりとする。 (1)から(21)まで 省略 (22) 7級以上の職にある職員の出張、 <u>休暇、欠勤その他の服務</u> に関する <u>こと。</u> (23)から(32)まで 省略 別表第1号(第6条関係)			
部名	課名	部長専決事項	課長専決事項	部名	課名	部長専決事項	課長専決事項
総務部	総務課	1~9 省略 10 <u>規則、訓令、管理規程その他例規の軽易な改正に関すること。</u> 11~17 省略	1~9 省略 10~30 省略	総務部	総務課	1~9 省略 10 <u>恩給年額の改定に関すること。</u> 11~17 省略	1~9 省略 10 <u>恩給の支給に関すること。</u> 11~31 省略

	経営管理課	1～4 省略	1～20 省略
技術部	浄水計画課	1～3 省略	1～6 省略
	施設管理課	1 省略	1～6 省略
	工務課	1及び2 省略	1～3 省略

	経営管理課	1～4 省略	1～20 省略
技術部	浄水計画課	1～3 省略	1～6 省略
	施設管理課	1 省略	1～6 省略
	工務課	1及び2 省略	1～3 省略

別表第2号（第7条関係）

部長共通専決事項	課長共通専決事項
<p>1 <u>7級又は6級の職にある職員</u>の即日帰庁の出張に関する事 こと。</p> <p>2 <u>6級以下の職にある職員</u>の宿泊を要する出張に関する事 こと。ただし、総務部長の合議を必要とする。</p> <p>3 <u>7級又は6級の職にある職員</u>の休暇、欠勤その他サービスの許可又は承認に関する事 こと。</p> <p>4 <u>7級又は6級の職にある職員</u>の超過勤務命令及び休日出勤に関する事 こと。</p> <p>5～13 省略</p>	<p>1 <u>5級以下の職にある職員</u>の即日帰庁の出張に関する事 こと。</p> <p>2 <u>5級以下の職にある職員</u>の休暇、欠勤その他サービスの許可又は承認に関する事 こと。</p> <p>3 <u>5級以下の職にある職員</u>の超過勤務命令及び休日出勤に関する事 こと。</p> <p>4～20 省略</p>

別表第2号（第7条関係）

部長共通専決事項	課長共通専決事項
<p>1 <u>課長、場長、所長、主幹、副場長及び副所長</u>の即日帰庁の出張に関する事 こと。</p> <p>2 <u>係長以下の宿泊を要する出張</u>に関する事 こと。ただし、総務部長の合議を必要とする。</p> <p>3 <u>課長、場長、所長、主幹、副場長及び副所長</u>の3日以内の出張に関する事 こと。ただし、総務部長の合議を必要とする。</p> <p>4 <u>課長、場長、所長、主幹、副場長及び副所長</u>の休暇、欠勤その他サービスの許可又は承認に関する事 こと。</p> <p>5 <u>課長、場長、所長、主幹、副場長及び副所長</u>の超過勤務命令及び休日出勤に関する事 こと。</p> <p>6～14 省略</p>	<p>1 <u>係長以下の即日帰庁の出張</u>に関する事 こと。</p> <p>2 <u>係長以下の休暇、欠勤その他サービスの許可又は承認</u>に関する事 こと。</p> <p>3 <u>係長以下の超過勤務命令及び休日出勤</u>に関する事 こと。</p> <p>4～20 省略</p>

別表第3号（第8条関係）

場長及び所長専決事項
<p>1 <u>6級以下（技術部浄水管理事務所においては、7級以下。以下同じ。）の職にある職員</u>の即日帰庁の出張に関する事 こと。</p> <p>2 <u>6級以下の職にある職員</u>の休暇、欠勤その他サービスの許可又は承認に関する事 こと。</p>

別表第3号（第8条関係）

場長及び所長専決事項
<p>1 <u>係長以下（技術部浄水管理事務所においては、課長以下。以下同じ。）</u>の即日帰庁の出張に関する事 こと。</p> <p>2 <u>係長以下の休暇、欠勤その他サービスの許可又は承認</u>に関する事 こと。</p>

<p>3 <u>6級以下の職にある職員</u>の超過勤務命令及び休日出勤に関すること。 4～14 省略</p>	<p>3 <u>係長以下の超過勤務命令及び休日出勤に関する</u>こと。 4～14 省略</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

(阪神水道企業団出勤簿等取扱規程の一部改正)

第2条 阪神水道企業団出勤簿等取扱規程(昭和34年訓令第154号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職務に専念する義務の免除)</p> <p>第6条の3 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、専免条例第2条第2号に掲げる場合にあつては総務部総務課長が、<u>同条第3号</u>に掲げる場合にあつては当該団体が、職務専念義務免除申請書を企業長に提出し、一括して承認を受けることができる。</p> <p>(病気の場合の届出)</p> <p>第7条 病気のため連続7日間を超えて出勤しない者は、医師の<u>証明書等</u>病気である事実を証明するに足る書面(第9条において「<u>証明書</u>」という。)を添付して許可を受けなければならない。</p> <p>(病気の場合の届出)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 正当な理由なく職員証読取機への職員証の認識又は許可の手続を怠り、若しくは<u>第7条に定める</u>証明書を提出しないものは、無許可の欠勤とみなす。</p> <p>(出勤簿等の確認)</p> <p>第11条 各所属における庶務を担当する室長、係長又は主査は、出退勤管理システムの端末機の画面上において出勤簿等の記録表示を確認する。</p>	<p>(職務に専念する義務の免除)</p> <p>第6条の3 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、専免条例第2条第2号に掲げる場合にあつては総務部総務課長が、<u>専免条例第3号</u>に掲げる場合にあつては当該団体が、職務専念義務免除申請書を企業長に提出し、一括して承認を受けることができる。</p> <p>(病気の場合の届出)</p> <p>第7条 病気のため連続7日間を超えて出勤しない者は、医師の<u>診断書</u>を添付して許可を受けなければならない。</p> <p>(病気の場合の届出)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 正当な理由なく職員証読取機への職員証の認識又は許可の手続を怠り、若しくは<u>第7条の</u>証明書を提出しないものは、無許可の欠勤とみなす。</p> <p>(出勤簿等の確認)</p> <p>第11条 各所属における庶務を担当する室長、係長又は主査は、出退勤管理システムの端末機の画面上において<u>別表に定める</u>区分に従い出勤簿等の記録表示を確認する。</p>

<p>(出勤状況等の報告)</p> <p>第12条 統括出勤簿等管理者は、毎月の職員出勤状況及び部分休業の状況を翌月5日までに企業長に報告しなければならない。</p> <p>別表 <u>削除</u></p> <p>様式第4 <u>削除</u></p> <p>様式第5 <u>削除</u></p>	<p>(出勤状況等の報告)</p> <p>第12条 統括出勤簿等管理者は、毎月の職員出勤状況(様式第4)及び部分休業の状況(様式第5)を翌月5日までに企業長に報告しなければならない。</p> <p>別表 <u>省略</u></p> <p>様式第4 <u>省略</u></p> <p>様式第5 <u>省略</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

附 則

(施行期日)

- この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
(阪神水道企業団決裁規程の一部改正に伴う経過措置)
- 令和5年4月1日から施行日までの間に行われた手続その他行為は、第1条の規定による改正後の阪神水道企業団決裁規程によるものとみなす。
(阪神水道企業団出勤簿等取扱規程の一部改正に伴う経過措置)
- 令和5年4月1日から施行日までの間に行われた手続その他行為は、第2条の規定による改正後の阪神水道企業団出勤簿等取扱規程によるものとみなす。